

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成28年1月29日（平成28年（独情）諮問第11号）

答申日：平成28年7月28日（平成28年度（独情）答申第22号）

事件名：受託研究契約書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）

答 申 書

第1 審査会の結論

特定研究所保有の受託研究契約書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示するとした決定については、本来、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったことから、その全部を不開示とすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月18日付け第2015-38号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、法14条1項に規定する第三者である異議申立人が、これを取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア はじめに

本件法人文書開示請求の対象となっている法人文書（本件対象文書）に記載された情報（以下「本件情報」という。）は、すべて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法5条2号イ）に該当し、「非開示情報」（同条本文）であることが明らかであるから、本件法人文書開示請求は、認められるべきではない。以下、詳しく述べる。

イ 取材の自由の侵害と正当な利益

最高裁大法廷は、いわゆる「博多駅テレビフィルム事件」の特別抗告審決定において、「思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、

憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない」（最高裁昭和 44 年 1 月 26 日大法廷決定・刑集 23 卷 1 号 1490 頁）と述べ、報道の自由が憲法 21 条により保証され、また、取材の自由が同条により尊重されるものであることを判示している。

異議申立人は、〇〇であり、日本を代表する報道機関の 1 つである。

従って、異議申立人の報道の自由及び取材の自由が侵害されることは、すなわち、異議申立人の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるものであることは明らかである。

ウ 本件対象文書の開示が異議申立人の報道の自由及び取材の自由を侵害すること

本件対象文書は、異議申立人が、取材活動の一環として行った行為について、異議申立人と東京大学との間の合意内容を記した文書であり、これが第三者に開示されることは、異議申立人の報道の自由及び取材の自由を侵害する。

なぜなら、本件対象文書には、異議申立人が取材活動の一環として東京大学に委託した行為の内容、日付、対価、その他の条件が明記されているところ、これらの情報が開示されれば、異議申立人が、どのような編集判断や取材を行ったかという報道の自由や取材の自由の根幹に関わる情報が、第三者に明らかになってしまうからである。

すなわち、実際に得られた成果を報じるか否かは報道の自由の保障の下にあるところ、委託内容と実際の報道結果を比較すれば、異議申立人が、得られた成果のうち、どの部分を報道し、どの部分を報道しなかったかという、報道の自由の根幹である、編集判断の内容がつまびらかになってしまう。また、日付が明らかとなれば、異議申立人がいつの時点で取材活動の一環である委託を行ったのかという時期が明らかになってしまう。更に、対価やその他の条件が明らかになれば、異議申立人がどのような条件の下、あるいはどのような条件を甘受して取材活動を行っているのかが明らかになってしまう。

このように、本件対象文書に記載されている情報が一部でも開示されれば、異議申立人の取材、報道の内容が明らかにされ、報道の自由、取材の自由が侵害される結果となるのである。

実際、異議申立人担当者と東京大学担当者は、このことを重視し、本件対象文書を交わす際に、本件対象文書の記載内容を第三者に開示しないことを、口頭で相互に確認している。

エ 開示請求者の主張に対する反論①（雑誌記事掲載の点）

開示請求者は、特定雑誌特定号に本件に関する記事が掲載されていることを根拠に、本件対象文書が開示されるべきであると主張する。しかし、同誌の記事と本件対象文書を同一視することはできないから、かかる指摘は失当である。

すなわち、開示請求者の指摘する同誌の記載は、「(略)」というものである。

この記事では、異議申立人が依頼した内容、具体的な日付、対価、その他の条件については確定的なことは記載されていない。

例えば、依頼した内容についていえば、この記事が真実であるとしても、この記事から分かるのは、異議申立人が東京大学に対して「(略)」との依頼をしたという事実だけであり、その詳細は分からないし、その他の解析を依頼しているのかいないのかも分からない。

また、依頼した日付についても、「(略)」とあるのみで、記事から分かるのは「(略)」ということまでであり、それ以上の詳細な日付は分からない。

更に、対価やその他の条件については、一切の記載が存在せず、この記事を見ただけでは何も分からない。

従って、開示請求者の指摘する特定雑誌特定号の記事と、本件対象文書では、そこに含まれる、異議申立人の取材行為や報道行為の侵害につながる情報に格段の差があり、これらを同視することは不当である。

更に付言すれば、およそ、開示を求める対象文書の記載内容に関する事実が報道機関によって報じられているという事実だけで、対象文書の記載内容の秘匿性が失われるものではない。論理的には報道機関が報じていることが常に真実とは限らないし、報道が真実であるかを本件対象文書を保有する独立行政法人等が個別に判断することも相当ではない。

よって、開示請求者の、特定雑誌特定号に本件に関する記事が掲載されていることを根拠に、本件対象文書が開示されるべきであるとの主張は失当である。

オ 開示請求者の主張に対する反論②（受託研究と取材活動の両立の点）

また、開示請求者は、東京大学が、異議申立人からの依頼を、受託研究として実施したことをもって、異議申立人の取材活動、報道活動であるとの説明と両立しないとも主張する。しかし、両者は矛盾なく両立するのであるから、かかる主張は失当である。

すなわち、受託研究は「当該研究が各機関の教育上有意義であり、

かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うこと」（13文科振第1179号「受託研究の取扱いについて」一（二））とされているが、東京大学にとってこの条件を満たしていることと、異議申立人にとって、取材活動の一環として委託していることは、それぞれ矛盾なく両立する。例えば、前掲特定雑誌の記事に掲載されている「（略）」だけを取ってみても、当時科学界で最も話題となっていた（略）という重要テーマに関する研究であり、これを解析してその結果を、異議申立人の（略）を通じて広く公表することは、東京大学のみならず日本国民全体にとって教育上有意義であったことが明らかである。東京大学がこの点を認めて、受託研究として受託することは何ら法的問題を生じない。そして、東京大学が受託研究として受託することと、異議申立人が得られた結果を自身の取材活動の一環として扱い、編集判断の後に、（略）することは、上記と何ら矛盾しないのである。

開示請求者の主張は、一つの活動が、東京大学にとっては受託研究であり、報道機関である異議申立人にとっては取材活動であるという、問題なく両立する法的評価を、両立しないとする不適当な前提に立って主張するものであり、失当である。

カ まとめ

以上のとおり、本件対象文書に記載された本件情報は、すべて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法5条2号イ）に該当し、「非開示情報」（同条本文）であることが明らかである。また、開示請求者の主張はいずれも失当である。よって、本件法人文書開示請求は、認められるべきではない。

（2）意見書

本件に関する、異議申立人の意見は、異議申立人による平成28年1月21日付け異議申立書（上記（1））記載のとおりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

本説明書は、平成28年1月18日付け第2015-38号で開示請求者あてに行った、本件対象文書に係る部分開示決定につき、本件対象文書に情報が記載されている第三者であって、開示決定に際して意見書の提出のあった異議申立人から異議申立てがなされた件についての理由説明である。

なお、異議申立てと同時に執行停止申立書が提出されており、本件対象文書については、執行の停止を決定している。

1 本件対象文書について部分開示とした理由について

本件対象文書は、東京大学と異議申立人との間で取り交わされた「受託

研究契約書」である。

(1) 異議申立てに至った経緯

開示請求者からの請求内容は「特定月、委託者特定報道機関が特定の解析の為、東京大学に受託研究を申し込まれ部局審議の上、部局長が受入れを決定されたものと存じます。この決定により委託者特定報道機関と締結された受託契約書の開示をお願いいたします。守秘項目があれば消したもので結構でございます」であった。

当該法人文書の保有部局は本学特定研究所であり、異議申立人との間で取り交わした受託研究契約書を該当文書として特定した。

処分庁は、法14条1項の規定に基づき、異議申立人に対して意見照会を行う必要があったことから、開示請求者に対して開示決定等の期限の延長を通知し、その際「開示請求のあった法人文書の名称等」欄には「特定研究所保有の受託研究契約書」と記載した。

処分庁の照会に対して異議申立人からは「「(略)情報公開基準」では「(略)」と定めています。さらに、詳細を記した「(略)」では、(略)対象外とするものとして(略)と規定しています。今回、開示請求の対象となっている受託研究契約書は、(略)に該当するため、受託研究契約の存在自体の不開示を要望いたします」という内容の意見書が提出された。

異議申立人からの意見書を検討した結果、処分庁では異議申立人の主張は妥当であると判断し、法8条の規定に基づき、開示請求者に対して不開示決定(存否応答拒否)を行った。

これに対して開示請求者から、「開示決定等の期限の延長について(通知)」の記載、文部科学省「受託研究の取扱いについて」の趣旨、本学受託研究取扱規則4条の規定、及び特定雑誌特定号の記載内容を根拠に、「法人文書の存在は明白であり、改めて開示を求めます」との異議申立てがなされた。

開示請求者からの異議申立てを審議した結果、処分庁は、このまま不開示決定(存否応答拒否)を維持することは困難であると判断し、当初の処分を取り消し、あらためて開示決定を行った。

(2) 部分開示とした理由

文書の存在を認めるということは、東京大学と異議申立人との間で受託研究契約があったことを認めるということであり、東京大学の受託研究にかかる契約書であることから判断すると、処分庁としては公にすることにより支障を来すおそれのある箇所はなく、当該文書のうち異議申立人の社印を法5条2号イ、異議申立人の担当者氏名を法5条1号でそれぞれ不開示とする以外は、すべて開示することが妥当であると判断し、開示請求者に部分開示決定を行う旨の通知書を送付するとともに、異議

申立人にも通知した。

これに対して異議申立人は、平成28年1月21日付けの異議申立書により、処分の取消しを求めている。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件対象文書は異議申立人が取材活動の一環として行った行為について、異議申立人と東京大学との間の合意内容を記した文書であり、当該文書に記載されている情報が一部でも開示されれば、異議申立人の取材、報道の内容が明らかにされ、報道の自由、取材の自由を侵害される結果となるため、全部不開示とするべきであると主張する。

報道及び取材の自由、取材源の秘匿など、報道機関である異議申立人に対して配慮すべき点があるのは確かであり、本件対象文書が取材方法の一環としての側面も有することを考慮すると、通常受託研究とは異なり、異議申立人の主張を一部認容して不開示とする部分があってもやむをえないと考える。

異議申立人の主張は全部不開示であるため、以下、処分庁が開示を維持すべきと判断する箇所について、その理由を説明する。

特定雑誌特定号には、「(略)」と記載されている。特定雑誌は、研究者や専門家からある一定の認知度のある雑誌であり、信憑性はかなり高いと一般的に評価されている。事実、本件についても、異議申立人からの依頼を東京大学が受託研究として受け入れて実施したことは真実である。

よって特定雑誌の記事は「公表されたもの」とみなさざるを得ず、したがって、本件対象文書のうち、次の箇所は開示を維持すべきと判断する。

- ・ 1 ページ 文書のタイトル、本文1行目、同2行目1文字目ないし7文字目、同3行目12文字目から最終文字まで

また、本件対象文書は、処分庁のウェブサイトに掲載された受託研究契約書のひな型をもとにして作成されたものである。したがって、ひな型と同一の記載がある次の箇所については、開示を維持すべきと判断する。

- ・ 1 ページ 本文4行目、同9行目ないし24行目
- ・ 3 ページ 8行目、14行目
- ・ 4 ページ 6行目、36行目
- ・ 5 ページ 10行目、17行目、24行目、29行目

本件対象文書の存在を認め、かつ当該文書が契約書であることを考慮すると、当然記載されると推認される部分についても、開示が妥当であると判断する。

- ・ 1 ページ 割り印、本学公印
- ・ 6 ページ 1行目ないし2行目、(甲)の部分全て、本学公印、(乙)の異議申立人住所及び社名

なお、異議申立書中に「実際、異議申立人担当者と東京大学担当者は

(略) 本件対象文書を交わす際に、本件対象文書の記載内容を第三者に開示しないことを、口頭で相互に確認している」とあるが、東京大学の担当研究者のみが異議申立人と口頭で確認していたとのことであり、特定研究所あるいは東京大学として確認した事項ではなかった。しかしながら、もし特定研究所あるいは東京大学として秘匿に関する口頭での確認があったことを知り得ていたとしても、当該契約書17条に規定する秘密に関する表示が明記されていないこと、並びに「又書き」に規定する口頭で秘密と明示した場合には30日以内に文書での通知が求められているが該当の文書が存在しないことから、規定のいずれの条件も満たしていないため、口頭による確認は本件対象文書を全部不開示とする根拠にはなり得ないと判断する。

以上のことから、諮問庁は、本件について一部異議申立てを認容し、なお開示を維持すべきと判断する箇所については、原処分が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月10日 審議
- ④ 同月26日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年6月14日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月19日 審議
- ⑦ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定月、委託者特定報道機関が特定の解析の為、東京大学に受託研究を申し込まれ部局審議の上、部局長が受入れを決定されたものと存じます。この決定により委託者特定報道機関とで締結された受託契約書の開示をお願いいたします。守秘項目があれば消したもののでも結構でございます。」というものである。

処分庁は、東京大学所属の特定研究所保有の受託研究契約書を本件対象文書として特定し、その一部について、法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書に記載された情報は、全て法5条2号イに該当し、不開示情報であることが明らかであるから、本件法人文書開示請求は認められるべきではないとして、原処分の取消しを求めている。

これについて諮問庁は、原処分の開示部分のうち、一部について不開示

とするとしているが、その余の部分については、原処分を維持することとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 原処分に至るまでの経緯について

原処分は一部開示決定であるが、当初、処分庁は、本件開示請求について、法8条の規定により、開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定をしており、その経緯等は、諮問書に添付された資料等によると以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求を受け、処分庁は、法14条1項の規定に基づき、同項に規定する第三者である異議申立人に対し、意見書を提出する機会を与えたところ、異議申立人から、本件開示請求の対象となっている受託研究については、異議申立人の定める情報公開の基準に基づき、開示請求に係る文書の存在の有無自体を明らかにしないことを要望する旨の意見書が、処分庁に提出された。
- (2) 処分庁は、上記意見書を受け、開示請求の対象文書は、たとえ存在していたとしても、それを開示することによって、今後の異議申立人の〇〇の編集に支障を与え、異議申立人の報道に関する権利利益を害するおそれがあるものであり、また、開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるため、法8条の規定に基づき、存否の応答をすることができないとする不開示決定を行った。
- (3) この不開示決定に対し、開示請求者から、①特定の雑誌において、開示請求に係る受託研究による解析内容等が詳細に解説されており、また、②処分庁が、上記(2)の不開示決定に先立ち、開示請求者に送付した開示決定期限延長通知の「開示請求のあった法人文書の名称等」の欄に、「特定研究所保有の受託研究契約書」と明記されているので、存否の応答をすることができないという理由は成立しない等として、法人文書の存在は明白であり、改めて開示を求めるとする異議申立て（以下「開示請求者異議申立て」という。）がされた。
- (4) 開示請求者異議申立てを受け、処分庁は、当該異議申立ての内容を再検討したところ、このまま当初の存否応答拒否の決定を維持することは難しいと判断したとして、当初の存否応答拒否を取り消し、再度本件対象文書の審査を行い、新たに一部開示決定を行うこととなったとして、原処分を行うとともに、その旨を異議申立人にも通知した。
- (5) その後、異議申立人から、本件の異議申立て及び行政不服審査法48条において準用する同法34条2項の規定により原処分の執行停止の申立てがなされ、現在まで、本件対象文書の開示の実施については、その執行が停止されている。

3 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 開示請求書に記載されている請求内容に対応して、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の報道機関が東京大学に対して、特定の月に、報道に関わる特定の目的及び内容の受託契約を申し込み、当該受託研究契約が締結されたという情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。そして、それらの情報は、その内容等に照らし、当該報道機関の特定の取材内容や取材方法等に係るノウハウを含むものといえることができる。
- (2) そうすると、本件開示請求は、本件対象文書の存否を答えるだけで、当該報道機関が、本件開示請求に関わる何らかの取材等を行ったかどうか、あるいは行おうとしているかどうかという事実、さらには、そうした取材等がどのような内容であるのかといった事実を明らかにする結果を生じさせるものであると認められ、そのことから、当該報道機関の取材内容や取材方法等に係るノウハウが明らかになり、これらの情報が他の報道機関等に知られることなどにより、当該報道機関の正当な利益を害するおそれがあることは否定できず、したがって、法5条2号イの不開示情報を開示することとなると認められる。
- (3) なお、本件開示請求者は、上記2(3)の①及び②のとおり指摘をするが、特定の雑誌の記載や、処分庁の開示決定期限延長通知の記載だけから、直ちにその記載内容、すなわち開示請求に係る受託研究契約締結の事実が公になっているとみることはできない。
- (4) したがって、本件開示請求は、本来であれば、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

4 一部開示の適否について

以上のとおり、本件開示請求は、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであったと認められるが、本件の場合、原処分において、本件対象文書の存在を認めた上で、その一部を開示する決定を行っており、本件開示請求に係る受託研究契約が締結されたという事実の有無、すなわち、特定の報道機関が開示請求書に記載された取材等を行ったという事実の有無という法5条2号イの不開示情報を既に関示した状態となっている。

このような場合においては、本来、存在するか否かということも含めて、本件対象文書の全てを不開示とすべきものであったことに鑑みれば、その一部を開示した原処分について、その妥当性を具体的に検討することは相当ではない。そして、本件対象文書につき現在までその開示の実施が停止されていることを踏まえると、その全部を不開示とすべきであると認められる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を開示するとした決定については、本来、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、原処分を取り消し、その全部を不開示とすべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史